

令和5年度第3回鈴鹿市国民健康保険運営協議会 会議録（要旨）

日時 令和6年2月1日（木） 午後1時15分～午後2時45分

場所 鈴鹿市役所5階 503会議室

出席委員 10名

【被保険者代表委員】 油井 泰身、黒田 裕子、藤井 さゆり

【保険医等代表委員】 長谷川 豊、若生 美樹

【公益代表委員】 藪田 啓介（会長）、石田 秀三（会長職務代理者）、
加藤 公友

【被用者保険等代表委員】 内藤 誠、辻 寛

欠席者 2名

【保険医等代表委員】 尾崎 郁夫

【被用者保険等代表委員】 大西 伸幸

事務局 6名

健康福祉部長 中村 昭宏

保険年金課長 高崎 知奈美

管理G 主幹兼GL 川合 千晶

資格給付G 主幹兼GL 富尾 文哉

保険料G 主幹兼GL 佐々木 但馬

管理G 白倉 剛大

傍聴者 なし

1 開会

- ・開会の挨拶
- ・杉野副市長あいさつ（公務により退席）
- ・資料確認
- ・出席人数の報告
- ・会議の公開方法と会議録の作成について（意見なし）
- ・会議録署名者について

2 議事

(1) 令和5年度国民健康保険事業特別会計決算見込について

【事務局】

資料1に基づき説明

(質疑等)

なし

⇒ (挙手全員により承認)

(2) 令和 6 年度鈴鹿市国民健康保険事業特別会計予算案、及び事業計画案について

【事務局】

資料 2-1、2-2、当日配布資料に基づき説明

(質疑等)

【A 委員】

被保険者数及び所得の減少に伴い保険料収入が減少している中で、保険料率を引き上げるとなると、さらに被保険者の生活が厳しくなり、収納率も下がるのではないか。

国や県からの交付金等の財政支援は減っているのか。

【事務局】

令和 6 年度の予算編成においても、ベースとなるのは被保険者数であるため、厳しい財政運営となることが予想されます。

特別交付金については、約 61 億円が国から県へ交付され、それを各保険者の取組等によって振り分けています。

【A 委員】

市から県への納付金が増えているのは何故か。

【事務局】

県全体で被保険者数が約 7.36%減少していますが、事業費納付金の仮算定時には医療費分が約 8.4%上がる見立てとなっており、全体でプラスとなっておりま

す。
被保険者数の減少に連動して医療費も下がるということではなく、当初の見立てよりは減少するものの、医療費の伸びが大きいことから費用額が下がらないことが要因と思われます。

【A 委員】

令和 5 年度以降の所得については、今後回復していくことはなかなか難しい。被保険者の年齢構成からみても、所得が無い方が多く、財政運営は逼迫すること

が予想される。

基金が枯渇することにより保険料を引き上げると、被保険者の所得は下がっているため収納率も下がり悪循環となるのでは。

国保財政の数値だけを見るのではなく、市全体の市民生活の問題、特に低所得者対策を含めて慎重に考えていただきたい。

【事務局】

必要な医療を受けていただくために、財政支援の根幹に関わる取組の維持についても要望していきます。

また、被保険者の健康の保持増進や重症化予防に取り組む保健事業や、医療費の伸びを抑制するため、医療費適正化に対する取組にも力を入れていきます。

【A委員】

特定健診の受診率と、年代別の内訳は。

【事務局】

令和2年度は43.3%、令和3年度は42.7%、令和4年度は自己負担額の無料化により46.9%まで上がっております。令和5年度は令和4年12月末と同等の受診率であるため、約47%となる見通しです。

令和4年度の年代別受診率は、40歳代が26.3%、50歳代が31.6%、60歳代が50%、70歳から74歳までが56.6%となっています。

【A委員】

保険料を滞納すると、短期証や資格者証が交付されることがあるが、短期証の制度が廃止ということは、納付相談等の機会も無く、いきなり資格者証が交付される扱いになるということか。

【事務局】

詳細についてはこれから基準を作っていく段階ですが、資格者証相当、窓口負担10割となる方には、事前にその旨通知しますので、短期証が交付されている方がいきなり資格者証交付の方と同等となるわけではありません。

現在、短期証の交付を受けられている方は、分納等で納付いただいている方だと思いますので、今で言う保険証交付の方と同じ扱いとなります。

滞納者については、引き続き支払相談や財産調査を行い、適切な資格管理に努めていきます。

【B委員】

医療費の伸びが非常に高く、高額な医療費や薬剤等について保険適用が進むが所得は伸びないという中で、基金が2、3年で尽きるということは、保険料を引き上げるしかないのでは。

【事務局】

令和6年度は、基金を取り崩して不足分を賄いますが、それ以降については激変緩和的に基金を活用しながら、料率についても見直しを検討していきます。

また、県と相談しながら、財政安定化基金の活用も検討していきます。

【B委員】

県が示している標準保険料率があり、保険料率を上げることはできないのでは。

【事務局】

事業費納付金を納めるため、高い収納率をもとに標準保険料率が提示されており、段階的に県が示す標準保険料率に近づけていく必要があります。そのため、財政状況や将来的な財源不足などの全体の課題も考慮し、適切な保険料率の設定に努める必要があると考えています。

(3) 鈴鹿市国民健康保険条例の一部改正について

【事務局】

資料3に基づき説明

(質疑等)

【C委員】

7割軽減の基準額の箇所は、現行と改正後で記載内容が同じであるが変更はあるのか。

【事務局】

変更はありません。

【C委員】

改正が無いのであれば、改正後の欄に記載する必要はないのでは。

【事務局】

変更無しと記載するべきでした。

⇒（挙手全員により承認）

3 その他

- ・NTT マーケティングアクト ProCX の元派遣職員による個人情報漏えいについて
- ・次回の運営協議会の開催について

【会長】

閉会の挨拶